

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1066号)

平成24年10月1日

横情審答申第1066号

平成24年10月1日

横浜市交通事業管理者

二見良之様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成24年1月24日交施第576号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日A付「港南区丸山台特定地番の擁壁及びフェンスの工事に関する協定書」の工事費用等について 1. 本擁壁の一部撤去、廃材運搬・処分の施行会社である、特定会社の特定年月日B付の見積書。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「特定年月日A付「港南区丸山台特定地番の擁壁及びフェンスの工事に関する協定書」の工事費用等について 1.本擁壁の一部撤去、廃材運搬・処分の施行会社である、特定会社の特定年月日B付の見積書。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日A付「港南区丸山台特定地番の擁壁及びフェンスの工事に関する協定書」の工事費用等について 1.本擁壁の一部撤去、廃材運搬・処分の施行会社である、特定会社の特定年月日B付の見積書。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成23年11月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求は、横浜市営地下鉄のブルーライン上永谷駅近く（港南区丸山台特定地番）の市所有地と隣接地との敷地境界に沿って実施機関が設置した擁壁（以下「本件擁壁」という。）及びフェンス（以下「本件フェンス」という。本件擁壁及び本件フェンスを総称して、以下「本件構造物」という。）に係るものである。隣接地のマンション建築工事において、実施機関と隣接地の地権者である異議申立人（以下「申立人」という。）との間で本件構造物の撤去について協議をした結果、実施機関から申立人に対して本件構造物の撤去工事（以下「本件工事」という。）を依頼することになった。

本件工事に際し、本件工事の費用に相当する額（以下「本件工事相当額」という。）を実施機関が申立人へ支払う旨及び申立人が本件工事を履行する旨の協定書（以下「本件協定書」という。）を特定年月日A付で合意の上、締結している。本件協定書の本件工事相当額は、実施機関が申立人へ支払った本件工事の費用の全体

額である。

(2) 実施機関において土木工事を外部業者へ発注する場合は、原則として次のアからウまでの根拠（以下「交通局工事算出根拠」という。）書類に基づき工事費用を算出しており、本件工事の工事費用もこれに準じて算出した。

ア 「土木工事積算基準・標準歩掛表」等市で制定した基準類（以下「積算基準」という。）

イ 上記アを適用できない工事の場合、実施機関の施工実績がある業者から徴収した見積書

ウ 上記イの業者以外から徴収した見積書

(3) 本件申立文書は、本件擁壁の一部撤去、廃材運搬・処分の施行会社である、特定会社の特定年月日B付の見積書の写しであり、本件工事相当額を算出する際の参考として申立人から任意で提出されたものである。

(4) また、本件工事は、本件擁壁の支障物撤去（以下「工事1」という。）、本件フェンスの一部撤去（以下「工事2」という。）及び本件擁壁の一部撤去（以下「工事3」という。）に分けられる。実施機関は、本件協定書を締結する前に申立人から、申立人が特定会社から取得した工事1に係る見積書の写し（以下「工事1見積書」という。）及び工事3に係る本件申立文書を受領したが、それぞれの原本は受領していない。

(5) 工事1に関しては、本件擁壁に係る支障物の存在により、隣接地の杭工事を予定どおり施工できなかったことによる増加費用分を含めた工事費用を算出する必要があった。そのため、隣接地の杭工事を施工した特定会社以外の業者から見積りを徴収できないと判断し、工事1見積書を使用して工事費用を算出した。工事2に関しては積算基準を適用したが、工事3に関しては積算基準を適用できない工事が一部含まれていたため、積算基準及び実施機関の施工実績がある業者から徴収した見積書を使用して工事費用を算出した。

(6) 前記(5)のとおり、工事1の工事費用の算出根拠として工事1見積書を使用した。が、工事3の工事費用の算出根拠として本件申立文書を使用していないため、それぞれに係る文書の取扱いは異なる。本件申立文書については、本件工事相当額の算出後は継続して保有する必要がなかったため、横浜市交通局行政文書管理規程（平成12年3月横浜市交通局規程第2号。以下「規程」という。）別表に規定する保存期間1年未満の軽微な行政文書として取り扱った。

また、規程第12条第2項では、保存期間1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要になった時点で行うものとしている。そのため、本件申立文書は、本件工事相当額を算出後、関係書類を整理した際に廃棄した。

したがって、本件申立文書は、本件請求日時点において廃棄済みであり、保有していないため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件申立文書は、実施機関宛ではなく申立人宛のものを実施機関へ提出したものである。個人情報を含む文書を提出者に無断で廃棄するはずはないが、仮に廃棄したのであれば、廃棄台帳等に記載されていると思うので廃棄年月日、廃棄物、保存期間等を確認したい。また、不要なものであれば提出者へ返却するのが当然である。
- (3) 工事1見積書は別の開示請求で受領している。本件申立文書のみ軽微な行政文書であるという実施機関の主張は理解できない。

5 審査会の判断

(1) 横浜市営地下鉄の鉄道構造物の維持管理について

横浜市交通局技術管理部施設課は、横浜市が所有する横浜市営地下鉄の鉄道構造物のうち、トンネル、高架橋、擁壁等のコンクリート構造物の維持管理に係る事務を行っている。

(2) 本件工事について

本件工事は、工事1としての本件擁壁の支障物撤去、工事2としての本件フェンスの一部撤去及び工事3としての本件擁壁の一部撤去に分けられる。また、本件工事は、申立人のマンション建築工事に伴い実施機関が申立人へ本件構造物の撤去を依頼したものであり、本件協定書に基づき施工されている。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件工事に当たり実施機関が申立人から受領した2種類の見積書の写しのうち、特定会社の特定年月日B付の見積書の写しである。

なお、当審査会が見分したところ、工事1見積書は特定年月日B付の見積書ではないため、本件申立文書でないことが認められた。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は、保存期間1年未満の軽微な行政文書として取り扱い、本件工事相当額を算出後、関係書類を整理した際に廃棄済みであり、保有しておらず非開示としたと主張しているため、当審査会では、平成24年7月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 交通局工事算出根拠は前記3(2)のとおりであり、算出根拠の優先順位は原則として積算基準に基づき、その他やむを得ない場合に限り見積書を取ることとしている。積算基準に基づいて適用する場合は、積算基準のみで工事費用を決定するのであって、見積書の金額と比較した上で工事費用を決定するのではない。

(イ) 本件申立文書は、本件工事の概算金額を事前に把握し対応方法等について検討する必要があったため、参考として申立人から受領したものであるが、申立人との話し合いにおいて受領したと認識している。また、申立人から本件申立文書を受領した時点では、工事3に係る工事内容が交通局工事算出根拠のどの順位で適用できるかという判断には至っていなかった。

なお、実施機関と申立人は、本件協定書の全体額をもって合意したのであって、申立人に対して本件工事の内訳金額は提示していない。

(ウ) その他、申立人は、廃棄台帳等が存在するはずなので確認したいと主張しているが、本件申立文書は、保存期間1年未満の行政文書として取り扱ったため、廃棄台帳等に掲載することはなく、事務処理上不要になった時点で廃棄をしている。

(エ) また、紙媒体で保有している本件工事に関する資料等については、一連の文書として一つのファイルに綴ってある。本件請求における文書特定に当たり念のため当該ファイルについても確認をしたが、本件申立文書は存在しなかった。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、工事1から工事3までの工事費用は、交通局工事算出根拠に基づきそれぞれ決定したと説明している。工事3については、積算基準を適用できない工事が一部含まれていたため、積算基準及び実施機関の施工実績がある業者から徴収した見積書を使用して工事費用を算出した。そのため、本件申立文書は算出根拠とせず本件工事相当額を算出後、廃棄したとのことである。

(イ) 以上の実施機関の説明は、交通局工事算出根拠及びその優先順位に基づくも

のである。そこで、この観点から当審査会が本件工事相当額の算出根拠書類等を見分したところ、工事1は工事1見積書、工事2は積算基準、工事3は積算基準及び特定会社以外の見積書が適用され、これらの算出根拠の合計額が本件工事相当額と合致していることが認められた。

以上のことから、本件工事において本件申立文書は結果として算出根拠とされていないと考えるのが妥当である。そのため、本件申立文書は参考として申立人から受領したものであり、本件工事相当額を算出後、廃棄したという実施機関の説明は不合理であるとはいえない。

(ウ) 一方、実施機関が、本件申立文書を廃棄したと主張しているにもかかわらず、開示請求書に記載された「本擁壁の一部撤去、廃材運搬・処分の施行会社である、特定会社の特定年月日B付の見積書」として本件申立文書を特定した根拠については疑義があった。

そのため、事務局をして実施機関に確認をしたところ、本件申立文書は廃棄したため開示請求書の記載と本件申立文書の年月日等が一致するとの確認はできなかったものの、本件請求に当たり申立人は、自らが保有する本件申立文書の原本を基に開示請求書の記載を行ったと推察し特定したとのことであった。この点においても実施機関の説明は不合理であるとはいえず、当審査会としては、事情聴取等を通じて本件申立文書の存在を推認させる事情は見受けられなかった。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|-------------------------|
| 平成24年1月24日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成24年2月16日 (第201回第一部会) 平成24年2月17日 (第133回第三部会) 平成24年2月24日 (第208回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成24年3月14日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成24年4月26日 | ・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理 |
| 平成24年6月11日 | ・異議申立人から意見書(追加)を受理 |
| 平成24年6月12日 (第215回第二部会) | ・審議 |
| 平成24年6月26日 (第216回第二部会) | ・審議 |
| 平成24年7月10日 (第217回第二部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成24年7月24日 (第218回第二部会) | ・審議 |
| 平成24年8月28日 (第219回第二部会) | ・審議 |